

政務活動費アンケート調査御協力をお願い

2016年6月2日

各都道府県議会議員 殿
各政令指定都市議会議員 殿
各中核市議会議員 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月24日、25日に高松市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、7月7日(木)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

自治体名 _____ 担当者名 _____
電話番号 _____ FAX 番号 _____
メールアドレス _____

平成28年6月1日現在でお答え下さい。

(1) 平成27年度政務活動費について、収支報告書記載額を合計したものをお答えください。

議員・会派の収入総額 _____ 円 (支給額+利息)
自治体への返還総額 _____ 円

(2) 平成28年度の1年間の議員1人分の政務活動費交付額 支給対象ごとにお願ひします。

①会派 _____ 円
②議員個人 _____ 円
③その他(個別にお書き下さい) (_____)

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式(平成28年度支給分)

a) 原本 b) 写し c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d) その他 (_____)

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について(平成27年度支給分)

a) 公開する
b) 金額を非公開にして氏名を公開する
c) 非公開
d) 場合によっては公開 (場合をお書きください _____)
e) その他(具体的にお書きください _____)

③領収書は web 上で公開されますか（平成 27 年度支給分）

- a) 公開されている URL ()
- b) 公開していないが、平成 28 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言 _____

27 年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成 28 年 月 日から

b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について（平成 28 年度支給分）

- a) 提出を義務付けている（根拠法令を教えてください _____)
- b) 義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか（平成 27 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 28 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

(5) 活動報告書の議会への提出・公表状況と根拠法令（平成 28 年度支給分）

①活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外の、政務活動の内容がわかるもの）

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a~d と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

②活動報告書は web 上で公開されますか（平成 27 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 28 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（平成 28 年度支給分）

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a~d と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

②視察報告書は web 上で公開されますか（平成 27 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 28 年度支給分以降は公開が決定している
- c) 公開していない

